

鹿沼市非接触型体温計貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿沼市保健福祉部健康課（以下、「健康課」という。）において貸出用に配置した非接触型体温計の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 非接触型体温計の貸出対象となる行事は、市内で開催され、市民が参加する健康づくりやスポーツその他の各種イベント、祭典・式典、講習会等とする。ただし、市長が認めるものに関しては、この限りでない。

2 非接触型体温計の貸出対象となる者は、前項に定める行事を主催する者とする。

(貸出期間)

第3条 非接触型体温計の貸出期間は、原則として使用日を含む前後7日間以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

(使用料)

第4条 非接触型体温計の使用料は、無料とする。

(貸出申請)

第5条 利用者は、「非接触型体温計貸出申請書」（別紙様式第1号）を事前に健康課に提出しなければならない。

(貸出の決定通知等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、貸出の可否を審査決定し、「非接触型体温計貸出決定通知書」（別紙様式第2号）、又は「非接触型体温計貸出不承認通知書」（別紙様式第3号）により速やかに通知しなければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は非接触型体温計を返還するまでの間において、適切な管理をするほか、非接触型体温計の使用に当たっては、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非接触型体温計を使用する時は、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) 非接触型体温計を処分したり、目的外に使用しないこと。
- (3) 非接触型体温計を転貸し、又はその権利を譲渡しないこと。

(非接触型体温計の返却)

第8条 非接触型体温計の貸出を受けた者は、返却期日までに、「非接触型体温計使用報告書」(別紙様式第4号)を添付のうえ、非接触型体温計を健康課に返却しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 市長は、利用者が故意又は過失により非接触型体温計を亡失し、又は破損させた場合は、貸出機器と同種のもの又は相当と認める金額を賠償させることができる。

(損害賠償責任)

第10条 市長は、非接触型体温計の使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。